

Title	源氏物語「奥入」の性格：第一次本・第二次本の相違
Author(s)	岩坪, 健
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 1985, 19, p. 1-18
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47783
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

源氏物語「奥入」の性格

— 第一次本・第二次本の相違 —

岩 坪 健

序

池田亀鑑氏は大島本系「奥入」を一次本、自筆本系「奥入」を二次本と定められた。一方、二次本が先に成立したとみる説もある。⁽¹⁾ どちらの説も、両系統の「奥入」を性格が同じ注釈書とみなし、対等に比較している。しかし私には、両系統は性格が異なる、即ち編者（藤原定家）の作製意図は異なるように思われる。そこで以下、奥書と内部考証から両系統の性格・意図の相違を指摘する。⁽²⁾

一 自筆本「奥入」の奥書

次に掲げるのは、自筆本「奥入」の奥書全文（定家筆）である。

此愚本求數多舊手跡之本抽彼是

用捨短慮所及雖有琢磨之志未及九牛
之一毛井蛙之淺才寧及哉只可招嘲弄

纔雖有勤加事又是不足言未及尋得

以前依不慮事(之)(惡徒)此本披露於弄

夷遐迩門々戸々書寫預誹謗云、

雖後悔無詮懲前事每卷奧

所注付僻案切出爲別紙之間哥等多

切失了旁難堪恥辱之外無他向

後可停止他見 非人桑門明靜

この奥書に關して次の三説がある。

(イ) 「奥入」に付けた奥書である。

(ロ) 源氏物語の校訂本に付けた奥書である。

(ハ) 「校訂本並びに奥入の両者を含めた広義の本を対象に付されたもの」⁽³⁾である。

武田宗俊氏は(イ)を批評され(ロ)を主張された。⁽⁴⁾待井新一氏は(ロ)の欠点を指摘され(ハ)を唱えられた。確かに(イ)か(ロ)の一説だけで奥書全体を解釈するのは無理である。ただ(ハ)説の論拠として待井氏は、

合体していた一部分を切り離した直後、それ以前の事態について説明する場合、執筆心理として両者を全然別個のものに取扱ひ、どちらか一方のみをさすというのは、かえつて不自然かと思われる。⁽⁵⁾

と論じられた。しかし「執筆心理」以外に根拠はないであろうか。そこで以下、奥書を一字一句再検討する。なお自筆本が大島本系より先に成立したとみると、自筆本の奥書に大島本系が述べられることはないので、以下自筆本のみ取り上げる。

まず冒頭の「此愚本」とは何を指すか。手習の巻の「奥入」は130丁表まであり、その裏(130丁裏)にこの奥書がある。もしこの奥書が源氏物語の校訂本に付けられたのなら、手習の巻の帖末に記したのを、のち「奥入」と一緒に切り出したことになる。自筆本「奥入」には、校訂本文が数巻の末尾本文以外にはないので、この奥書は不要である。しかし「奥入」に不要な末尾本文にはすべて墨で抹消の印が付いているのに、この奥書には抹消の印は全くない。よってこの奥書は自筆本「奥入」に必要であることがわかる。つまり源氏物語の校訂本ではなく「奥入」に付けたものであり、帖末を切り出し一卷にまとめた後、巻末に記したといえる。夢浮橋の巻は「奥入」がなかった(7)ので切り出さず、そこで手習の巻の巻末に奥書が書かれたのであろう。従って冒頭の「此愚本」は奥書を記した本、即ち一卷にまとめた「奥入」を指すとみられる。

「此愚本」に続く「數多舊手跡之本」は古注釈を指すという説があるが、「奥入」には「源氏釈」以外は多久行・安家・「或人」(紅梅の巻)の説などまとまった注釈書は見あたらず、また「數多」とはいえない。それに武田宗俊氏の御指摘通り、一般に写本は古いほど良いが、注釈書は特に「舊手跡之本」と限定しなくてもよからう。よって「舊手跡之本」は物語の古写本を指すとみてよい。

「求數多舊手跡之本」を重松信弘氏は「証本の作製に諸本を集めた」と解釈されたが、次の「抽彼是」は「それらの諸本の行間、欄外、巻奥等に註記する所を取捨して、巻奥に記した」とみなされた(10)。しかし次の二点からその御

見解はいかがかと思う。

(1) 「源氏釈」を「奥入」に写す前から伊行説に疑問を抱いたが、批評の注記を付けて写した例⁽¹¹⁾、その上追加に備え空白を設けた例⁽¹²⁾がある。つまり「源氏釈」で疑わしいのも一応写しているので、「取捨して」(重松氏説)とは言いがたい。

(2) 自筆本「奥入」の多くの巻は「源氏釈」を元に追加・補入されているので、「行間・欄外・巻奥等」にある様々な注釈の寄せ集めとはいえない。

なお定家の用いた「源氏釈」は「本文中の註記書入れ」⁽¹³⁾ではなく、現存本と同じく独立した冊子のように思われる。例えば「源氏釈」で本文順でない箇所は、書陵部蔵残欠本に七箇所、書陵部蔵略本に四箇所、前田家本に二箇所ある⁽¹⁴⁾。このうちの四箇所(夕顔・末摘花・紅葉賀・幻の巻)は自筆本「奥入」と一致する。特に幻の巻は自筆本「奥入」も前田家本「源氏釈」も、その箇所だけが本文順でない。定家の用いた「源氏釈」もこのみ本文順でなく、そのまま書写したと考えられる。

以上(1)(2)より、「抽彼是」は多くの古写本で校合したと解釈できる。従って奥書の最初の三行は本文校訂の説明である⁽¹⁵⁾と認められる。ちなみに末尾本文をみると、異同を傍記して枳型本の本文と並立させるのではなく、ミセケチなどで枳型本の本文は消して新しい本文にしている。即ち「數多」の古写本の異同をすべて書き込むのではなく、枳型本よりも良いと定家が判断した本文のみを採択している。奥書の「用捨」(二行め)はこれを説明していると思う。次に奥書の四行め以下を要約する。

「勸加事」を改訂しないうちに「此本」(枳型本)を貸して書写され「誹謗」を受けた(四〇六行め)。それに懲

りて「毎巻奥」（各帖末のこと）の「僻案」を切り出し別冊にした〔七・八行め〕。

「勘加事」を批難されたので「僻案」を切り取ったと読み取れるので、両者は同じもの、即ち「奥入」の定家説や批評の注記を指すといえる。この一節は各帖末を切り出した理由である。

以上をまとめると、冒頭の「此愚本」は一冊にした「奥入」を指し、後半（四行め以下）はその成立事情を記す。前半（三行めまで）は本文校訂の説明である。奥書全体を要約すると、

この冊子本「奥入」は、多くの古写本で本文を校合する一方、自説を各帖末に記していたが、人に貸したところ自説まで写され批難されたので、自説を切り出し一冊に仕立てたものである。

となる。従つてこの奥書は「奥入」と校訂本の説明であり、片方のみ奥書とはいえない。しかし両者が漠然と混合しているのではない。両者は奥書の前半と後半に分けて記されている。即ち定家は両者を区別しているのである。

二 自筆本「奥入」と本文校訂

奥書は前半（本文校訂）と後半（「奥入」）に分かれ首尾一貫していない。これは本文校訂と「奥入」の作製が並行してなされたため、⁽¹⁵⁾「此愚本」（冊子本「奥入」）の成立過程を述べるにあたり、直接関係のない本文校訂も説明されたのではないかと思われる。両者が並行してなされた証拠として、待井新一氏は竹河の巻にある次の注記を挙げられた。

此卷不一見以人令讀合（101丁表）

この一行は、竹河の巻の「奥入」（101丁表まで）のあと数行分隔てあり、墨の棒線で何度か消されている。この注

記は、定家自身まだ「一見」していないので人に「讀合」をさせた、と読める。のち定家自身「一見」を済ませたので消したのであろう。待井新一氏は、

この一行は卷末に注記を書き込む一方で本文の校勘をも同時に行っていたことを如実に示すものではないだろうか。⁽¹⁷⁾

と解釈されたが、いかがであろうか。

まず「一見」とは何か。この巻に限定せず、末尾本文にみられる定家の加筆を分類すると、

A 誤読の恐れのある仮名は直す。例、「ん」↓「も」(他筆の「ん」を「も」に直す意。以下同じ)「ん」↓「む」

「き」(字母「支」)↓「き」⁽¹⁸⁾

B 定家仮名遣に直す。例、「おかし」(他筆の「を」を「お」に直すの意。以下同じ)「おもひ」^(を)「さほ」^(を)「たき」^(後)

「ふし」^(を)「たき」

C 本文校訂。例、ミセケチ・補入・なぞり訂正・削り書き等。

A・Bも解釈にかかわるので、広義の本文校訂ともみなせる。⁽¹⁹⁾ Bは定家以外の人にはできず、⁽²⁰⁾ C即ち定家本の作製は定家が人に任せるとは思われないので、人にさせた「讀合」とは親本との照合であろう。また定家は家の者が正確に写したかどうか親本と照合しながら仮名を直し(A・B)、それから多くの古写本で本文を校訂した(C)と考えられるので、「一見」とは仮名を直すこと(A・B)であるといえよう。するとこの一行の意味は、

「一見」(親本と照合しながら仮名を直すこと)をまだしていないので、とりあえず人に「讀合」(親本との照合)をさせ、更に定家がもう一度「一見」した。

となる。

この一行は「奥入」のあとにある。この巻の「奥入」は全項目が本文順に並び、項目の追加・補入はないと思われるので、「奥入」を最後の項目まで書いてから、親本と照合して仮名を直し（A・B）本文校訂をした（C）と考えられる。「奥入」が成立してもまだ親本との照合が済んでいず人に照合させたので、この一行を注記したのである。他の巻にこの種の注記がないのは、「奥入」を書く前に定家自ら親本と照合したからかもしれない。しかし一般に、注釈も本文校訂も追加や改訂が何度もあり、一方を済ませてから他方を始めるといふわけにはいかないもので、並行してなされたと考えられる。一方、竹河の巻は「奥入」が成立してから本文校訂が始められた、即ちこの巻は両者が並行していないことを示す（待井氏説と逆）のではなからうか。他の巻では並行していたため、「奥入」の奥書に本文校訂も説明されたと考えられる。

三 自筆本「奥入」と「源氏釈」

さて自筆本「奥入」で末尾本文が「奥入」と同じ丁にある巻は、本文まで切り出されている。そのうえ切り取った料紙を重ね、右端に別の紙を糊付けし穴をあけ紐で綴じたため、端にあつた勘物で見えなくなったものもある。このように本文や注釈を犠牲にしてまで、切り取る必要があつた理由として、奥書の説明―自説を批難されたので切り出した―は矛盾しない。

しかし「源氏釈」と自筆本「奥入」を比較すると、定家の説や批評がない巻もある。例えば梅枝の巻は、末尾本文が丁の表にあり、その裏に「奥入」があるため末尾本文まで切り出されているが、注釈は前田家本「源氏釈」と

同じである。また椎本の巻は、前田家本「源氏釈」(全十二項)の一部(四項め以下)と同じである。このように「源氏釈」の孫引きにすぎない巻まで切り取つた理由は、「僻案」を切り出したという奥書だけでは説明できない。

また薄雲の巻も前田家本「源氏釈」の一部であるが、⁽²¹⁾「此事／不叶／可勘」という注記がある。奥書の「勘加事」に相当するのはこれしかない。奥書の説明によれば、これだけのために全勸物を切り出したことになる。また批評の注記がない「源氏釈」や末尾本文には触れず、追加項目のみ切り取れる巻もある。例えば巻末を二丁(紅梅)か二丁(松風)、或いは数行(御法・浮舟・蜻蛉・手習)、または巻頭を一行(蓬生)切り取るだけで「僻案」が切り出せる。

このように奥書だけでは説明しきれない巻がある。これらの巻まで切り取つた理由―奥書に書かれていない事情―を追究すれば、自筆本「奥入」が一冊にまとめられた成立事情やその意図が明らかになるであろう。以下その理由を考える。

絵合の巻には勸物がなく、次の松風の巻の末尾本文と「松風」(巻名)との間に次の一行が書き込まれている。

繪合 指本文不見歟

この一行は、絵合の巻には引用するのにふさわしい典故がないようだ、と解釈できる。しかし奥書の説明通り人に見られないために切り取つたのであれば、わざわざ書く必要はない。ところで同様の例が書陵部蔵略本「源氏釈」にもある。

絵あはせ たとへ事なし

夢のうきはし たとへ事なし

しかしこの「源氏釈」は抄出本であり、

項目や注記を一切省略したからといって、巻名も無視するという態度ではなく、巻の名はあくまでも表示して、「物の心みえず」「たとへ事なし」などと、除いたことへの弁明を付記するのである。(伊井春樹氏『源氏物語注

釈史の研究室町前期』60頁)

という性格は、自筆本「奥入」にはない。だが「源氏釈」はダイジェストも兼ね、巻名は原典を最も圧縮したものである(稻賀敬二氏⁽²²⁾)ならば、この「源氏釈」も全巻の梗概書として注釈のない巻まで書かれたとも考えられる。この考えを応用すると、自筆本「奥入」は勅物のない総合の巻も含め、全巻を一冊に収めるつもりであった、つまり形式・内容ともに全巻揃った注釈書を一冊作るのがねらいであったのではなからうか。⁽²⁴⁾それならば別の冊子に写せば、末尾本文や丁の端にある勅物を破損しないのにそうしなかつたのは、再び批難されないように切り取る必要もあつたからであろう。

以上より帖末が切り出されまめられた理由をあげると

- (1) 自説が再び人目に触れ批難されないようにする。
 - (2) 全巻揃った一冊の「奥入」を作る。
- (1)は奥書にあり、(2)は書かれていない。(1)は家説を守り子孫に伝えるため、(2)は新しい「奥入」を作るための準備と思われる。次節では、新しい「奥入」の一つと思われる大島本系を取り上げ、自筆本との性格の相違を問題にする。

四 大島本系「奥入」の特性

大島本系「奥入」にはへ印の除去記号は見られないが、自筆本には十例ある。その内の一例（早蕨の巻）は明融本・大島本に「奥入」がなく、自筆本と比較できないので除外する。他の九例のうち四例は、へ印付きの勅物が大島本系にはない。これは自筆本で不要と判断したので、大島本系では省略したのであろう。残りの五例は先の四例と異なり、除去記号付きの勅物が大島本系にもある。以下列挙すると、

(1) 帚木の巻。「二道」に関して前半（「源氏釈」と後半（追加）に一説ずつある。除去記号と批評の注記は、自筆本の伊行説にのみある。

(2) 末摘花の巻。「三五」の注釈が(1)と同じく、両系統とも二説（伊行説と定家説）ずつあり、自筆本の伊行説にのみ除去記号がある。批評の注記は両系統ともない。

(3) 若紫の巻。引歌一首。自筆本には頭に「上句／此哥／如何」とあるが、大島本には何の注記もない。

(4) 若紫の巻。引歌一首。両系統とも批評されているが、その注記の内容はやや異なる。

(5) 橋姫の巻。引歌一首。(4)と同じ。⁽²⁵⁾

この五例の勅物は両系統とも同じである。ではなぜ自筆本で除去したのを、大島本系に再録したのであろうか。(1)の巻は両系統とも「源氏釈」と追加の二部構成にするため、伊行説で除去記号を付けたのも取り上げたと説明できる。大島本系に除去記号や批評の注記がないのは、なくても前半と後半を比較すれば、前半のどの勅物が不適切であるかわかるからであろう。(3)は大島本系で自筆本の批評を撤回し許容したので、再び取り入れたのかもしれない。

い。一方(4)と(5)は批評の注記が異なるが、これは再批評したからであろう。再び否定したのになぜ載せたのであろうか。そこで大島本系の勘物を引歌(Ⅰ)とそれ以外(Ⅱ)に分け、各々両系統を比較してその理由を考える。

(Ⅰ) 和歌の部

両系統を比べると、注釈の量はどの巻も大島本系の方が少ない。特に和歌は著しく減少している。大島本系では和歌の類は小さな紙片に書かれ、本文中の該当箇所には貼られていたと推定されている。ではなぜ一部の和歌だけ帖末の「奥入」に残されたのであろうか。

大島本系「奥入」の和歌のうち、桐壺・帚木の巻の前半にある引歌は除く。理由は例(1)(2)と同じく、これらの巻の「源氏釈」は除去記号を付けたのも省略しないからである。すると十八首残る。そのうち長い詞書の付いている一首(総角)と経典に付属している二首(御法・浮舟)は、小さな貼紙に書ききれないので帖末に回されたと考えられるので除外する。残りの十五首を整理したのが次の表である。「×」印は批評の注記あり。「○」印は注記なし。「/」印は勘物もなし。

表(Ⅰ)

首数	大島本系	自筆本	
2	○	/	A
1	×	/	B
1	×	○	C
1	○	×	D
5	×	×	E
5	○	○	F

B C D Eは両系統に、或いは一方に批評の注記が付く。

- ・ A (桐壺・花宴) と B (若菜上) の勅物は、自筆本になく大島本系にある。
- ・ C (夕顔) は古歌でないといわれた歌 (注(25) 参照)
- ・ D は例(3)

・ E は例(4)(5)・須磨・朝顔・玉鬘で、批評の注記が両系統とも同じのもあれば異なるものもある。
 そのほか F である。列挙すると、

- ① 「源氏釈」に対する定家説 (桐壺)
- ② 本文の異同により引歌が異なる例 (若紫)
- ③ 一つの上の句に下の句が二種類ある、即ち二説ある例 (賢木)
- ④ 「伊勢」と作者表記のある歌 (宿木)
- ⑤ 「源氏釈」の引用 (若紫)

④と⑤が大島本系に取り上げられた理由はわからないが、他は大島本系に新出 (A・B)、評価の変化 (C・D)、再批評 (E)、自筆本で問題のあつた歌 (F ①②③) とまとめられる。

従つて自筆本が引歌をすべて集め検討するのに対し、大島本系では疑問のないのは本文中の貼紙に回し、新たに見つけた引歌や問題のある、或いは自筆本で問題になつたのは「奥入」に残す傾向があるといえよう。待井新一氏は、大島本系が自筆本より、

量的に少くなつてゐるのは、その時期において確信を持ち得る勅物にしぼつた為かと思われる。(26)

とされたが、和歌に関しては逆で、確信を持ち得ないのを「奥入」に残し課題にしているのである。

一般に引歌は帖末にあるより本文中の該当箇所にある方が、物語の読解には便利であるので、問題がないのは鑑賞のため本文に回し、問題があるのは再考に備え帖末に置いたと考えられる。「奥入」が付いていた柀型本は、勸物の該当本文に朱の合点が付いている(例、真木柱の巻)が、本文は校合をする場、帖末の「奥入」は注釈を検討する場と分かれているのに対し、大島本系はいわば本文に頭注があり、帖末に補注が付く形態をとる。

Ⅲ 和歌以外の部

大島本系で和歌以外の勸物の多くは、和歌の部と異なり、自筆本で除去記号や批評の注記がないものである。この一因には、長文の漢詩文や催馬楽などは和歌と違って本文中の小さな貼紙に書けないこと、また年立や巻名の考察などは本文中に注記できないことが挙げられる。そこで除去記号や批評の注記付きに限定したのが次の表である。但し桐壺・帚木・末摘花の巻の前半(例(1)(2)など)は、和歌の部と同じく除外する。表Ⅲの記号の意味は、和歌の表(Ⅰ)と同じである。

表Ⅲ

項目数	大島本系	自筆本	
1	×	/	b
1	×	○	c
2	○	×	d
1	×	×	e
4	/	○*	g

*除去記号付きであるので()を付けた。

除去記号と批評の注記付きに限定したので、a・f(表ⅠのA・Fと同じ意味)は省略した。量の上ではfが最も

多い。aは追加（御法）と補足（松風・紅梅）の三例である。

b（葵）、c（匂宮）、⁽²⁷⁾d（末摘花・薄雲）は各々、表(I)のB・C・Dに対応し同じ意味であるので、説明は省略する。

e（橋姫）は両系統とも二説（どちらも伊行説）ずつあり、勅物も注記も変わらない。両説の間に「此等事可否難弁」とあるので、両説とも批評するが除去記号はない。eには批評した説しかないが、gは除去記号付きの説以外に他説がある。従つてgは他に良い説があるので不適切な方に除去記号を付けたが、eは他に説がないので、いわば引用本文の代わりに注記付きの勅物を再び載せたと考えられる。

以上より(I)・(II)をまとめると、本節の最初に取り上げた自筆本の十例（除去記号付き）から、早蕨・帚木(例(1))・末摘花(例(2))を除いた七例のうち、大島本系にない四例は漢詩文、大島本系にもある三例は和歌と分かれた。しかしジャンルごとに方針が異なるのではない。自筆本で除去記号を付け大島本系に載せない（表のg）のは、他に良い説があるからで、他説がなければ除去記号を付けたのも再批評して載せるのである（表のE e）。自筆本はその時点でわかったことを全部載せるのに対し、大島本系は長文や新出の勅物の他、評価の変化など問題のあるのを載せる傾向があるといえよう。

五 ま と め

一、自筆本「奥入」の奥書の冒頭「此愚本」は一冊にまとめられた「奥入」を指し、奥書の後半はその成立事情、

前半は本文校訂の説明である。このように両者が一緒に記されたのは、両者が並行してなされていたためと考えられる。

二、各帖末を切り出しまとめたのは、再び人目に触れ批難されないため（奥書の後半）、及び全巻揃った「奥入」を作るため（奥書に説明なし）である。前者は家の秘説として子孫に伝えるため、後者は新しい「奥入」を作るためであろう。

三、大島本系は自筆本より勸物（特に和歌）が少ない。これは自筆本が新しい「奥入」に備え、注釈を一応全部載せるのに対し、大島本系は、新しい勸物や未勸のもの、評価の変化など問題のあるのに限定する傾向があるためと思われる。

注

- (1) 山脇毅氏『源氏物語大成』書評（『国語と国文学』昭32・7）、待井新一氏『源氏物語「奥入」成立考』（『国語と国文学』昭35・2）、今井源衛氏『源氏物語奥入の成立について』（『語文研究』第十一号、昭35・9）、『源氏物語の研究』所収）、待井新一氏『源氏物語』と「奥入」——二つの提案をめぐって——（森本元子氏編『和歌文学新論』所収、昭57・5）
- (2) 以下用いるテキストは次の通り。前田家本「源氏積」と明融本・大島本・自筆本「奥入」は『源氏物語大成』巻七、書陵部蔵略本「源氏積」は紫式部学会編『古代文学論叢』第四輯、同蔵残欠本は紙焼きに拠る。
- (3) 注（1）の待井新一氏「源氏物語「奥入」成立考」28頁
- (4) 『源氏物語の研究』昭29 225頁
- (5) 注（3）に同じ
- (6) 注（1）参照。私もこの説の方が優勢であると考え（『拙稿』『奥入』成立の諸問題』（『源氏物語の探究第十輯』所収、昭60））。
- (7) 注（23）参照
- (8) 「定家は『源氏物語』の旧注を尋ね求め、それらを用捨して（下略）」（大津有一氏『源氏物語事典』下巻「注釈書解題」38頁）

- (9) 注(4)に同じ
- (10) 『新攷源氏物語研究史』昭36 45頁
- (11) 批評の注記をあとから追記した例と紛らわしいが、最初から注記が付いていた例をあげると、匂宮(注(27)参照)・関屋・藤裏葉の巻にある。
- (12) 例えば薄雲(後述の表のd)・橘姫(表のe)の巻である。
- (13) 『源氏物語大成』巻七 第一章第三節
- (14) これらはみな隣の項目と置き換えると、本文順になる。
- (15) この考えは既に、山脇毅氏が次のように指摘なされた。「奥書にあるやうに、定家が毎巻の奥に註しつけたのも、諸本を借り集めてこの物語を書寫せしめた時に始めたことではなからうか。」(『源氏物語の文献学的研究』昭19 355頁)
- (16) 本文の異同によつて注釈が変わることもあるので、全く関係がないわけではない。(例、注(27)参照)
- (17) 注(一)の『源氏物語』と「奥入」508頁
- (18) 「き」(字母「支」)は「に」(字母「尔」)に読み誤られるので、直したのであろう。
- (19) 『源氏物語大成』ではA・B・Cをすべて「補正」と説明されたが、区別した方がよからう。また太字はすべて定家の加筆とされてきた。しかし例えば夕顔の巻の「^(あまり)なむあまり」の「なむ」は太字ではあるが、書写した人が「なむ」を書き落としたことにすぐ気づき、「あまり」を削りその上から「なむあまり」と書いたのではなからうか。従つて狭義の本文校訂(C)は、従来考えられていたよりも少なくなる。
- (20) 定家仮名遣は、定家が人に書寫させた写本にさえ守られていない。(大野晋氏「仮名遣の起源について」 国語と国文学 昭25・12)
- (21) 「奥入」は一項目(引歌一首)少ないだけである。但し「源氏釈」で「又文集草堂記」だけの箇所が、「奥入」ではその漢文もある。
- (22) 『源氏物語と研究成立と伝流』第一章第一節
- (23) 蛸・篝火の巻の「奥入」が自筆本にあつたかどうかは不明である。

夢浮橋の巻は、奥書が手習の巻に書かれているので、奥書を記した時はなかつたと思われる。しかし自筆本を臨模した高野本・東山甲本は、裏表紙の見返しに夢浮橋の巻の引歌が一首(前田家本「源氏釈」と大同)あり、高野本は「此表紙ニアリ」

と注すが「非自筆」という注記はない。この一首は定家が、巻末は奥書を記して余白がないため、裏見返しに追加したのであろう。

(24)

この考えは既に太田晶二郎氏が次のように述べられたが、論証はされていない。「之を集録して別行の一部の著作としようといふ意を定家自身が持ったのではないか、と思ふ。」(前田青徳會 源氏物語(青表紙本) 解題 注二九)

(25)

批評の注記は次の通りである。

「トクメ不_レ可_レ然_レ」(自筆本)

「同時哥歎不可爲證哥歎」(明融本・大島本)

自筆本の一行めは「判讀不能」(成)の脚注であるが、久保田淳氏は「花歎」と翻刻された。(『複製日本古典文学館』釈文)

しかしそれでは意味が通じない。私は「近代○歎」ではないかと思う。大島本・夕顔の巻に

「此哥近代哥歎／不立此證哥」

と類例がある。この橋姫の巻の引歌は実方集(桂宮本二本・群書類従本)にある短連歌である。実方は紫式部と同時代の人であるので、注記を「近代」から「同時」に改訂したのではなからうか。

(26)

注(3)の論文 35頁

(27)

cの例は寺本直彦氏と見解を異にするので、以下説明する。

自筆本は「源氏釈」から二説引くが、前者は青表紙本系の本文に、後者は河内本系の本文に該当する、と高木宗監氏は考証された。⁽²⁸⁾寺本直彦氏は前者(一行)が後者(三行)より「一字下げてやや小さく書かれ」⁽²⁹⁾批評の注記「此文心／不審可叶歎／可尋」が後者の「行の上あたり」にあることに注目され、この注記は後者にのみ加えられたと解釈された。

大島本は自筆本の前者しかなく、その頭に「此文之心／更不叶」、左横に「此本又未勘得」と注記がある。頭注に対し寺本氏は、「本来次にあるべき羅睺羅説(引用者注・後者の説)に対して加えられたものがズレたものであろう。」と推定された。それは大島本と「ほぼ同様の」細川本・中央大学本「奥入」ではこの注記が前者の「行の上でなく、次の空白の部分の上にあることから推考されよう。」と補強された。また大島本の左注は引用本文に「対して与えられたものであろう。」とされた。寺本氏説をまとめると、大島本系も自筆本と同じく前者の説のみ認めそれだけ記し、頭注は空白一書かれていない後者の説

―に對して、左注は引用本文に對して加えられた、となる。

しかし空白に對して注記することがあるだろうか。このように批判しかつ空白を設ける例は、自筆本の薄雲・橘姫の卷にもある(注12)参照)。この一例も「源氏釈」から一説引くが、大島本系にも両説ある点は異なる。片方の説が大島本系にないのは、表のgに似る。このcも大島本系では、自筆本で批評した方(後者の説)は省略し、自筆本では認めた方(前者の説)のみ取り上げたと考えられる。だが大島本では、この説も不適切と判断し頭注を記し、新説が追加できるように前もつて空白を設けておいたのではなからうか。

以上より、自筆本では認めた勅物を大島本は頭注で批評し、左注でこの項目は適切な注釈がまだわからないことを示す、と考えcの例とした。

- (28) 『源氏物語における仏教故事の研究』第二章第十三節第三 昭55
 (29) 『定家釈』の成立』31頁(同氏編『源氏物語とその受容』所収 昭59) 以下の引用も同論文による。

(大学院後期課程学生)